四　用途	
五　正味量	
六　使用上の注意	
	その他の磨き剤
一　品名	
二　成分	
三　用途	
四　正味量	
五　使用上の注意	
	接着剤（動植物系のもの及びアスファルト系のものを除く。以下同じ。）
一　種類	
二　成分	
三　毒性	
四　用途	
五　正味量	
六　取扱い上の注意	
	住宅用又は家具用のワックス
一　品名	
二　成分	
三　種類	
四　用途	
五　正味量	
六　使用量の目安	
七　使用上の注意	

別表第二（第二条関係）

一　ティシュペーパー及びトイレットペーパー

（一）　寸法の表示に際しては、方形のものにあってはその製品の縦及び横の長さを、いずれを指すかを分かりやすく示してミリメートル単位で表示し、巻取りのものにあってはその製品の幅をミリメートル単位で、長さをメートル単位でそれぞれ表示すること。この場合において巻取りの二枚以上重ねられたものにあっては、重ねられた枚数を枚重ね単位で、二枚以上重ねられたものの状態における長さをメートル単位で表示すること。この場合における許容範囲は、巻取りのものの長さについてはマイナス〇ミリメートル以内、方形のものの寸法及び巻取りのものの幅についてはプラス・マイナス二ミリメートル以内とする。

（二）　枚数の表示に際しては、方形の一枚ものにあってはその製品の枚数を、方形の二枚以上重ねられたものにあってはその製品の一枚ごとの合計枚数をそれぞれ表示すること。この場合において、二枚以上重ねられたものにあってはその合計枚数の次に括弧書きで組数を付記すること。許容範囲は、マイナス〇とする。

（三）　表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。

（四）　表示は、最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。

二　障子紙

（一）　製法の表示に際しては、抄紙工程に抄紙機を用いる製法によるものは「機械すき」の用語、簀桁（すげた）を用いる製法によるものは「手すき」の用語を用いて表示すること。

（二）　材料の表示に際しては、次のイ及びロに掲げるところによること。

イ　長繊維原料及び木材パルプ（以下「長繊維原料等」という。）については、次の表の上欄に掲げる長繊維原料等の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる長繊維原料等の種類を示す用語にその長繊維原料等の混合率を示す数値を付記して、その混合率の大きいものから順に表示すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、プラス・マイナス五以内とし、長繊維原料等の種類の混合率が二十パーセント未満のものについては、混合率の付記を省略することができる。

長繊維原料等の種類	長繊維原料等の種類を示す用語
こうぞ	こうぞ
みつまた	みつまた
ビスコース繊維	レーヨン
マニラ麻	マニラ麻
ビニロン繊維	ビニロン
ガラス繊維	ガラス繊維
前各号に掲げる長繊維原料の種類以外の長繊維原料	長繊維原料の種類の通称を示す用語
木材パルプ	パルプ

備考　長繊維原料等の種類の分析は、日本工業規格Ｐ八一二〇（紙、板紙及びパルプ―繊維組成試験方法）に規定する試験方法によるものとする。

ロ　蛍光剤を配合しているものについては、「蛍光剤配合」の用語を用いて付記すること。

（三）　寸法の表示に際しては、次の表の上欄に掲げる形状に応じ、幅及び高さをそれぞれ同表の中欄に掲げる計量単位を用いて、いずれを指すかを分かりやすく示して表示すること。この場合において、表示値の誤差の許容範囲は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

形状		計量単位	許容範囲
巻式	幅	センチメートル単位	プラス・マイナス〇・二センチメートル以内
	長さ	メートル単位	マイナス〇メートル
平判式	幅	センチメートル単位	プラス・マイナス〇・二センチメートル以内
	長さ	センチメートル単位	マイナス〇メートル
一枚ばり式	幅	センチメートル単位	プラス・マイナス〇・五センチメートル以内
	長さ	メートル単位	マイナス〇メートル

（四）　枚数の表示に際しては、その製品の枚数を表示すること（平判式のものに限る。）。

（五）　表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。

（六）　表示は、最小販売単位ごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。

三　衣料用、台所用又は住宅用の漂白剤

（一）　品名の表示に際しては、その用途を適切に表現した用語に「漂白剤」の用語を付して表示すること。

（二）　成分の表示に際しては、次のイからヘまでに掲げるところによること。

イ　酸化剤又は還元剤については、その成分の種類の名称を示す用語を用いて適正に表示することとし、それが次の表の下欄に掲げる成分の種類の名称を示す用語に該当するものであるときは、当該欄に掲げる用語を用いて表示すること。